

## 公職選挙法の遵守に関する決議

私たち清瀬市議会議員は、市民の負託を受けた代表者であり、高い倫理観と責任をもって議員活動を行うとともに、法令の遵守に努めなければならない。

選挙活動及び政治活動に関する法令を遵守し、有権者にもその旨の周知を行い、民主主義の根幹である公平・公正な選挙の実現に向けて、明るい選挙の推進を図り、公職選挙法を遵守する。

清瀬市議会は、議員自ら襟を正し、遵法精神に則り、公職選挙法及び関係法令の遵守に努めていくことを決意する。

以上、決議する。

令和4年12月20日

清 瀬 市 議 会